

# 総務 常任委員会

- ◇委員長 熊田 宏
- ◇副委員長 吉田 伸
- ◇委員 渡辺 正美
- 棚木 良一
- 根本 信雄

## 《議案第45号》

### 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

本案は、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、育児のための短時間勤務制度を導入するため所要の改正をするものであります。審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決された。

## 《議案第46号》

### 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

本案も、地方公務員の育児休業等に関する法律の一

部改正に伴い、職員の育児のための短時間勤務における所要の改正を行うものであります。審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決された。

## 《議案第52号》

### 矢吹町国民健康保険条例の一部を改正する条例

本案は、高齢者の医療制度改革に伴い65才以上75才未満が対象となる前期高齢者の国民健康保険税を老齢年金等から特別徴収するため、所要の改正を行うものであります。審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決された。

## 《議案第55号》

### 職員自己啓発など休業に関する条例

本案は、地方公務員法の一部改正に伴い、職員の自発的な大学等課程の履修又は国際貢献活動を目的とした休業制度を創設するものであります。審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決された。

## 《議案第56号》

### 白河地方土地開発公社定款の一部変更について

本案は、郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行により、白河地方土地開発公社定款にある余裕金の運用から「郵便貯金」を削減する定款の一部変更であり、公有地の拡大の推進に関する法律の規定により議会の議決を求めるものであります。審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決された。



委員会審査風景

# 産業建設 常任委員会

- ◇委員長 柏村 栄
- ◇副委員長 角田 秀明
- ◇委員 十文字重康
- 永沼 義和
- 須藤 羊一
- 松谷 正良

## 《議案第53号》

### 矢吹町農村公園設置条例の一部を改正する条例

本案は、平成20年4月1日からは指定管理者導入を予定している3個所の農村公園について、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、指定管理者が行う施設の管理の基準、業務の範囲等を規定するため、所要の改正を行うものであります。審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決しました。

## 《議案第54号》

### 矢吹町都市公園条例の一部を改正する条例

本案も、平成20年4月1日から指定管理者の導入を予定している9個所の公園について、地方自治法第244条の2第3項規定に基づき、指定管理者が行う施設の管理の基準、業務の範囲等を規定するため、所要の改正を行うものであります。審



委員会審査風景

# 文教厚生 常任委員会

- ◇委員長 栗崎千代松
- ◇副委員長 鈴木 一夫
- ◇委員 藤井 精七
- 諸根 重男
- 大木 義正
- 遠藤 守

## 《議案第47号》 矢吹町図書館設置条例の一部を改正する条例

本案は、平成20年4月1日から指定管理者の導入を予定している図書館について、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、指定管理者が行う管理の基準、業務の範囲等を規定するため、所要の改正を行うものであります。討論に入り公共施設は町の責任との反対意見、町民サービスも低下させないとの賛成意見、裁決の結果、賛成多数により原案のとおり可決された。

## 《議案第48号》 矢吹町文化センター条例の一部を改正する条例

本案も、平成20年4月1日から指定管理者の導入を予定している文化センターについて、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、指定管理者が行う施設の管理の基準、業務の範囲等を規定するため、所要の改正を行うものであります。挙手裁決の結果、賛成多数により原案のとおり可決された。

## 《議案第49号》 矢吹町ふるさと森芸術村条例の一部を改正する条例

本案も、平成20年4月1日から指定管理者の導入を予定しているふるさと森芸術村について、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、指定管理者が行う施設の管理の基準、業務の範囲等を規定するため、所要の改正を行うのであります。裁決の結果、賛成多数により原案のとおり可決された。

## 《議案第50号》 矢吹町体育施設条例の一部を改正する条例

本案は、町の体育施設に大池球場、大池キャンプ場を加え、町民プールなどは廃止すると共に、平成20年4月1日から指定管理者の導入を予定している体育施設について、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、各施設の管理の基準、業務の範囲等を規定するため、所要の改正を行うものであります。審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決された。

## 《議案第51号》 矢吹町勤労者体育施設条例の一部を改正する条例

本案は、平成20年4月1日から指定管理者の導入を予定している勤労者体育施設について、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、指定管理者が行う施設の管理の基準、業務の範囲等を規定するため、所要の改正を行うものであります。審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決された。

## 《議案第6号》 義務教育費国庫負担制度の堅持と教育予算の充実を求める請願書

本件は、国の関係機関に義務教育費国庫負担制度の堅持と国庫負担率2分の1の復元、更に教職員定数の改善とその財源の確保や学校施設整備費、就学支援など教育予算の充実について意見書の提出を求めるものであります。審査に入り、関係機関でも検討中であることから継続審査すべきことと決した。



委員会審査風景

## 《請願第7号》 「地域別最低賃金の引き上げと最低賃金制度の抜本的改善を求める意見書」を国に提出することを求める請願書

本件は、国の関係機関に、健康で文化的な最低限の生活が保証される最低賃金の引き上げと、全国一律の新しい最低賃金制度の創設について意見書の提出を求めらるものであります。審査に入り、現在国会においても審議中であることから、継続審査すべきものと決しました。

